建築物環境計画書制度(大規模建物)の強化・拡充について

2022年10月17日(月曜日)開催 東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会(第5回)

大規模建物における制度(延床面積2,000㎡以上)の論点 H



大規模

1	事項	環境審議会(条例改正検討会)答申	技術検討会での検討事項(左記以外の事項)
2 3	制度全般事項	・制度対象とする建物については変更なし (引き続き2,000㎡以上の新築等)	_
4 5 6 7 8	義務的基準① 省エネルギー性能基準(断 熱・省エネ)の強化	 ・非住宅:現行の省エネルギー性能基準の引き上げ ⇒国(建築物省エネ法)の省エネ基準以上 ・住宅:省エネルギー性能基準を新設 ⇒国(建築物省エネ法)の省エネ基準以上 	・具体的な基準値は、技術検討会での意見を踏まえ 設定 ○非住宅(BPI、BEIの各値) ○住宅(UA値、BEIの各値)
9 10 11 12 13	義務的基準② 再工ネ設備の設置基準の 新設 〈本日ご議論いただく事項〉	 ・新たに再工ネ(PV念頭)設備の設置基準を設定 ⇒住宅・非住宅いずれも対象 ・設置が困難な場合等の代替措置 ⇒太陽光発電以外の再工ネ設備のほか、オフサイト や電気の調達による代替 	 ・具体的な基準値は、技術検討会での意見を踏まえ設定 例)屋根面への設置すべき割合設置基準の下限・上限容量(緩和措置)など ・再工ネ設備の種別(容量換算)、履行方法など
14 15 16 17	義務的基準③ ZEV充電設備の整備基準の 新設	・新たに充電.設備の整備基準を設定 ⇒住宅・非住宅いずれも対象 充電設備の実装、配管等の準備など	・具体的な基準値は、技術検討会での意見を踏まえ 設定 例)駐車場台数に対する実装、配管等の割合 充電設備の種類(普通・急速) など



11

12

13

14

15

16

17

18

再エネ設備の設置基準の新設 Tokyo Tokyo 基準の考え方(まとめ)



前回資料

大規模

主な項目	具体的な内容
再エネ設置基準の算定対象	算定対象は、 建築面積 とする。
再工ネ設置基準率	設置基準率は、 住宅以外・住宅ともに5% とする。
設置基準面積の算定方法	建築面積×5%を基本とする。ただし、除外対象面積を考慮した設置可能面積で判断する。 *0.15kW/mfで換算して設置するパネル容量を算定 設置可能面積 ≥建築面積×5%の場合、建築面積×5%が設置面積 設置可能面積 <建築面積×5%の場合、設置可能面積が設置面積 →ただし、設置基準面積は設置基準の下限及び上限容量(緩和措置)の範囲内とする。
設置可能面積の算定方法	屋上緑化面積、日陰面積、屋上設置が止むを得ない建築設備、太陽光発電設備のメンテナンス等に必要なスペース等を除外 する。 ⇒建築実態等を踏まえ、設置可能面積を設定
設置基準の下限及び上限容量 (緩和措置)	建物の規模(延床面積)を3つに分けて、設置基準の下限及び上限容量(緩和措置)を設定する。

設置基準の下限及び上限容量(緩和措置)

延床面積	2千~5千㎡	5千~1万㎡	1万㎡~
下限容量	3kW	6kW	12kW
<u>上限容量</u>	9kW	18kW	36kW

(参考)3段階評価のイメージ※

段階1	段階 2	段階3
設置基準の	設置基準の	設置基準の
2倍未満	2倍~3倍	3倍以上



再エネ設備の設置基準の新設 履行方法別の設置基準容量(まとめ)



1		履行方法	具体的な設置基準容量等
2 3 4	オ	太陽光発電設備	設置基準容量(kW): 建築面積×5%×0.15kW/㎡ * その他の履行方法における設置基準容量の算定のため、建物との接続点における年間発電量を係数化 1kW当たり1,000kWh/年
5	シサイト	その他の 再エネ発電設備	設置基準容量:建物との接続点において、太陽光発電設備の年間発電量に相当する発電が可能な設備容量 太陽光発電設備の年間発電量 ÷(再工ネ発電設備の利用率×年間稼働時間)
7 8 9	設置	再工ネ熱利用設備	設置基準容量:建物との接続点(システムごと)において、太陽光発電設備の年間発電量に相当する熱利用が可能な設備容量 大陽光発電の年間発電量に相当する熱利用量 ÷ (再工ネ熱利用設備の利用率×年間稼働時間)
10 11 12 13	オフサイト	再工ネ発電設備	 設置基準容量:発電所の送電端において、オンサイトに設置する太陽光発電設備の年間発電量に相当する発電が可能な設備容量 ・遠隔地から当該建物までの送電ロス分(5%)を加算 ・複数建物へ送電する発電所の場合、送電量で按分。複数発電所から送電を受ける場合は各送電量の合計 ・PPA契約を考慮し、20年間の相対契約を想定
14 15			敷地内での設置が困難な場合等に、再工ネ電気・証書を調達
16 17	調達	再工ネ電気調達	オンサイト設置の基準量に対する「割り増し」や、「調達すべき期間」については、別途検討



再エネ設備の設置基準の新設 【オンサイト設置】太陽光発電設備の設置



大規模

●建築面積の5%の面積に相当する設備容量を設置する。

【考え方】

設備容量の算定の 考え方

設置基準容量(kW):建築面積㎡×5%×0.15kW/㎡

- ・設置面積(メンテナンスやパワコン設置等のスペースを除く)をパネル容量に 換算する値は「**0.15kW/㎡**」とする。
- ・当該敷地内に設置・利用するものであれば、設置場所は屋根に限定しない。
- ・設置するパネルの発電効率や設置方位・角度によらず、設置基準容量(下限・上限容量が適用される場合を含む)のパネル容量を設置
- ・0.15kW/mより変換効率の高いパネルを用いる場合には、設置面積を少なくすることが可能

(参考)変換効率によるパネル面積差(3kW設置の場合) 変換効率15%の太陽光発電パネル 3kW÷0.15kW/㎡=約20㎡ 変換効率20%の太陽光発電パネル 3kW÷0.20kW/㎡=約15㎡

※詳細については、別途、ガイドライン等で示す。

10

12

13

14

15



12

13

14

15

16

18

再工ネ設備の設置基準の新設 【オンサイト設置】太陽光発電以外の再工ネ設備の設置



大規模

■太陽光発電設備が年間に発電する量に相当する発電量又は熱利用が可能な設備容量を設置する。

【太陽光発電設備による年間発電量の算定】

$$\mathsf{E}_{\mathsf{PM}} \ = \ \mathsf{P}_{\mathsf{AS}} \ \times \left(\frac{\mathsf{K} \ \times \ \mathsf{H}_{\mathsf{AM}}}{\mathsf{G}_{\mathsf{S}}} \right)$$

方位角真南、傾斜角10°として 季節に応じて月別に12か月分を計算

1kWあたりの年間発電量 = **939** kWh/年

EPM: 月間推定発電電力量 kWh/月

K : 月別総合設計係数

(基本設計係数×地域別月別温度補正係数)

Pas:アレイ出力 kW

HAM: 月積算傾斜面日射量 kWh/m·月

(アレイの設置地域・方位角・傾斜角×月ごとの日数)

Gs :標準試験条件における日射強度 1 kW/m^{*}

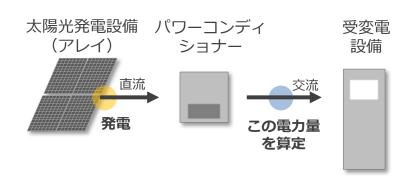
※建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)より



都内設置を想定して計算した年間発電量を係数化し、 パネル容量に応じた年間発電量を簡易に計算できる ようにする。

⇒計算簡略化のため **1,000** kWh/年・kW とする。

(参考) 建物との接続点における発電量のイメージ





11

12

13

14

15

16

18

再工ネ設備の設置基準の新設 【オンサイト設置】太陽光発電以外の再工ネ設備の設置



大規模

【考え方】(再エネ発電設備)

対象とする 再工ネ発電設備

・再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)の対象となる再工ネ発電設備を対象とする。 風力発電設備、バイオマス発電設備、その他知事が認める設備(水力発電設備、地熱発電設備)

設備容量の算定の 考え方

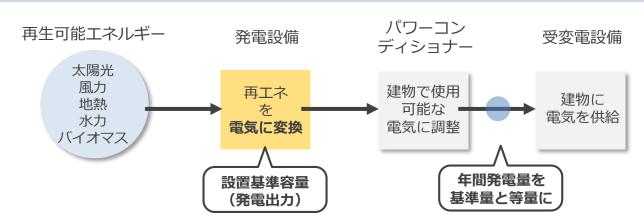
設置基準容量:建物の受変電設備との接続点において、太陽光発電設備の年間発電量に相当する 発電が可能な設備容量

設備容量 = 年間発電量 ÷ (設備利用率×年間時間)

- ・計画時は、当該再工ネ設備の設計仕様を算定条件として算定(工事完了時には、竣工図等をも とに、実際に設置した設備の性能等で確認)
- ・当該再工ネ設備の利用率及び年間稼働時間を考慮し、設備容量を算定
- ・バイオマス発電設備については、バイオマス比率を考慮し、年間発電量を算定

※詳細については、別途、ガイドライン等で示す。

(参考) 年間発電量の比較イメージ





再工ネ設備の設置基準の新設 【オンサイト設置】太陽光発電以外の再工ネ設備の設置



大規模

【考え方】(再工ネ熱利用設備)

対象とする 再工ネ熱利用設備

太陽熱利用設備、地中熱利用設備、その他知事が認める設備(バイオマス熱利用設備)

設置容量の算定の考え方

8

10

11

12

13

15

16

18

年間発電量に相当する熱利用が可能な設備容量 太陽光発電の年間発電量に相当する熱利用量MJ=太陽光発電設備の年間発電量kWh×3.6MJ/kWh

設置基準容量:建物で熱を利用する設備との接続点(システムごと)において、太陽光発電設備の

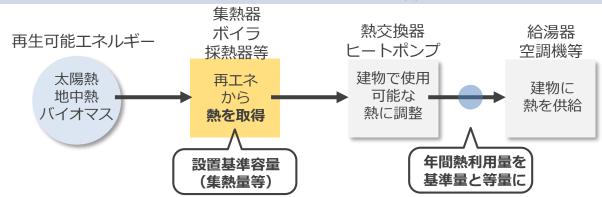
太陽光発電の年間発電量に相当する熱利用量MJ=太陽光発電設備の年間発電量kWh×3.6MJ/kWh設備容量= 年間熱利用量 ÷(設備利用率×年間時間)

※熱利用量をkWhで計算する場合には単位換算(3.6MJ/kWh)は行わない。

- ・計画時は当該再工ネ設備の設計仕様を算定条件として算定する。 (工事完了時には、竣工図等を もとに、実際に設置した設備の性能等で確認)
- ・冷・暖房、給湯等の熱の利用種別に、当該再工ネ設備の利用率及び年間稼働時間を考慮し、設備 容量を算定
- ・バイオマス熱利用設備については、バイオマス比率を考慮し、算定

※詳細については、別途、ガイドライン等で示す。

(参考) 年間熱利用量の比較イメージ





再エネ設備の設置基準の新設 【オフサイト設置】再エネ発電設備の設置



●オンサイトに設置・利用する太陽光発電設備の年間発電量に相当する発電が可能 な設備容量を設置する(遠隔地からの送電ロス分(5%)を反映)。 【考え方】

対象とする	
再工ネ発電設備	

- ・敷地内と同様、**FITの対象**となる**再工ネ発電設備**を対象とする。
 - 太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、その他知事が認める設備(水力発電設備、地熱発電設備)
- ・自社(グループ含む)電源かつ当該建物へ電気を供給する発電設備であること。 (自営線、自己託送、コーポレートPPA(契約期間20年間程度))

設置容量の算定の考え方

設置基準容量:発電所の送電端(所内負荷考慮)において、オンサイトに設置する太陽光発電 設備の年間発電量に相当する発電が可能な設備容量

設備容量 = (年間発電量×送電ロス加算1.05) ÷ (設備利用率×年間時間)

- ・計画時は、当該再工ネ設備の設計仕様を算定条件として算定(工事完了時には、竣工図等をもとに、実際に設置した設備の性能等で確認)
- ・年間発電量は、当該建物を含む複数へ供給する場合、送電量で按分。複数の発電所から供給 を受ける場合は各送電量の合計とする。
- ・当該再工ネ設備の利用率及び年間稼働時間を考慮し、設備容量を算定
- ・バイオマス発電設備については、バイオマス比率を考慮し、算定

※詳細については、別途、ガイドライン等で示す。

18

11

12

13

15

16



再工ネ設備の設置基準の新設 【参考】電圧別にみた送電ロス率



・東京都管轄の東電管内に加え、再生可能エネルギーの発電所が比較的多い東北電力管内の高圧における送電口スを 考慮し、設置基準容量の算定の容易性も踏まえ、発電所設置場所(地域、距離)によらず、「5%」で設定

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
	約款上のロス率	1.7%	1.8%	1.3%	2.1%	1.7%	2.7%	2.2%	1.6%	1.3%	0.8%
特高	2018年度実績 (約款との乖離幅 [※])	1.5% (▲0.2%pt)	1.9% (0.1%pt)	1.2% (▲0.1%pt)	2.2% (0.1%pt)	2.0% (0.3%pt)	2.6% (▲0.1%pt)	2.1% (▲0.1%pt)	1.6% (0.0%pt)	1.3% (0.0%pt)	0.9% (0.1%pt)
	2019年度実績 (約款との乖離幅※)	1.9% (0.2%pt)	1.9% (0.1%pt)	1.2% (▲0.1%pt)	2.5% (0.4%pt)	1.7% (0.0%pt)	2.8% (0.1%pt)	2.8% (0.6%pt)	1.6% (0.0%pt)	1.3% (0.0%pt)	0.8% (0.0%pt)
	約款上のロス率	4.2%	4.7%	3.9%	3.6%	3.3%	3.9%	4.5%	4.2%	3.0%	2.7%
高圧	2018年度実績 (約款との乖離幅*)	3.9% (▲0.3%pt)	4.7% (0.0%pt)	4.0% (0.1%pt)	3.8% (0.2%pt)	3.3% (0.0%pt)	4.1% (0.2%pt)	4.5% (▲0.0%pt)	4.2% (▲0.0%pt)	3.1% (0.1%pt)	2.7% (0.0%pt)
	2019年度実績 (約款との乖離幅*)	4.5% (0.3%pt)	4.9% (0.2%pt)	4.0% (0.1%pt)	4.0% (0.4%pt)	3.1% (▲0.2%pt)	3.9% (0.0%pt)	5.0% (0.5%pt)	4.1% (▲0.1%pt)	3.2% (0.2%pt)	2.6% (▲0.1%pt)
	約款上のロス率	7.4%	7.9%	6.6%	6.7%	7.5%	7.4%	7.6%	8.2%	8.1%	5.7%
低圧	2018年度実績 (約款との乖離幅**)	7.0% (▲0.4%pt)	7.8% (▲ 0.1%pt)	6.9% (0.3%pt)	7.0% (0.3%pt)	7.5% (▲0.0%pt)	8.1% (0.7%pt)	7.6% (▲0.0%pt)	8.4% (0.2%pt)	8.0% (▲0.1%pt)	5.9% (0.2%pt)
	2019年度実績 (約款との乖離幅*)	7.7% (0.3%pt)	8.2% (0.3%pt)	7.0% (0.4%pt)	6.3% (▲0.4%pt)	7.5% (▲0.0%pt)	7.6% (0.2%pt)	8.1% (0.5%pt)	8.1% (▲0.1%pt)	8.7% (0.6%pt)	5.9% (0.2%pt)

大規模建物における制度(延床面積2,000㎡以上)の論点 (



大規模

	事項	環境審議会(条例改正検討会)答申	技術検討会での検討事項(左記以外の事項)
1 2 3 4 5 6 7 8 9	3段階の評価基準の強化・拡充	・各項目の評価基準を強化・拡充 ⇒より高いレベルにチャレンジする建築主の 取組を積極的に評価	 ・具体的な評価基準(配慮すべき事項、3段階の水準)は、技術検討会での意見を踏まえ設定 ○エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換 省エネ性能基準強化、再エネ設置基準の新設等に伴う水準のレベルアップ など 資源の適正利用 本日ご議論いただく分野低炭素資材の活用等、建設に係る環境負荷低減 など ・生物多様性の保全生物多様性の保全生物多様性に配慮した緑化 など 気候変動への適応雨水貯留対策、V2B/V2H設置等の災害レジリエンスへの備え など
10 11 12 13 14	環境性能の表示及び建物使用 者への説明制度の強化・拡充	・環境性能の表示や説明内容の強化・拡充 ⇒3段階評価の強化・拡充等に伴う情報の 充実化 より多くの建物使用者への表示、説明	・具体的な表示、説明内容の強化・拡充は、技術検討会で の意見を踏まえ検討 例)マンション環境性能表示への充電設備情報の追加 環境性能評価書の交付対象拡大 など
15 16 17 18	都による公表情報の充実化	・都の公表内容、方法を強化・拡充 ⇒建物全体としての環境性能の表示 建物の環境性能を把握、比較、活用しやす い公表方法	・具体的な公表内容や方法の拡充は、技術検討会での意見 を踏まえ検討 例)一覧表示への建築主や設計者情報等の追加 全ての段階評価を統合し、得点率が分かる表示の 導入 など



3段階評価の強化・拡充の考え方



大規模

●高いレベルにチャレンジする建築主の取組を積極的に評価し、ゼロエミッション に向けて一層の取組を誘導していく。

【3段階評価の強化・拡充のイメージ】

本日ご議論いただく分野

エネルギーの使用の合理化

分野名称変更: エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換

- ・断熱・省エネ・再エネ設置の各評価段階の引き上げ(性能基準・設置基準と連動)、
- ・建物のゼロエミ化に寄与する省エネ・再エネ (調達等含む) の統合的な評価を追加 ⇒ゼロエミ化に向けた積極的な取組を後押しする観点
- ・遠隔管理・制御等を可能とする建物側の備えを評価する指標等の追加、評価水準の検討 ⇒高度エネマネの社会実装を後押しする観点

資源の 適正利用

8

10

12

13

14

15

16

18

・低炭素資材(木材等)の利用、節水、建設に係るCO2排出量の把握、建設副産物(発生 土等)のリサイクル・適正処分の取組を評価する指標等の追加、評価水準の検討 ⇒建物稼働時に加え、今後は、Embodied-carbonの削減にも寄与する取組の促進が重要

自然環境の 保全

分野名称変更:生物多様性の保全

・現行評価を**生物多様性に配慮した緑化**を評価する指標等へと再構成 ⇒生物多様性保全の取組を誘導する観点

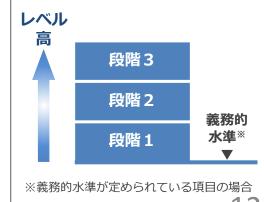
ヒートアイラ ンド現象の 緩和

分野名称変更:気候変動への適応

- ・災害八ザードエリアを踏まえた対策、建物内避難場所や備蓄倉庫の整備、災害時用電源の確保、V2B・V2H設備やディマンドコントロール機能等を有する充電設備の導入等を評価する指標等の追加、評価水準の検討
- ⇒「緩和策」とともに「適応策」を両輪として推進することが重要

3段階評価について

- ・建築主は、当該建物、 敷地における環境配慮 措置の取組について、 都が定める評価基準に より評価する。
- ・評価は上位から順に段階3、段階2、段階1と定めている。



12



13

14

15

16

18

▼ 『エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換』Tokye,Tokyo 強化・拡充の考え方(まとめ)



大規模

- ●エネルギーの使用の合理化(省エネ)と、再エネへの転換(再エネ割合の向上)の取組ととも に、再エネの基幹エネルギー化に資する電力需要最適化に向けた取組を評価、促進していく。
- ●分野名称を「エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換」に見直し。

	評価項目			強化・拡充の具体的内容				
1	1 建築物の熱負荷の低減			・省工ネ性能基準(BPI、UA値)の強化(住宅は新設)に合わせ、 評価の水準を強化				
	再生	再工ネ直接利用	継続	・現行の評価項目(自然エネルギーのパッシブ利用)を 継続				
2	再 生 可 能 工	再工ネ変換利用	強化	・再工ネ設備設置基準の新設に合わせ、 評価の水準を強化 (オンサイトに設置し、自家消費(環境価値付)するものを評価 (現行制度の考え方を継続))				
	利用ルギー	再工ネ電気の 受入れ	廃止 (別項目 に移行 を検討)	・廃止(現行制度では、調達する電気の「排出係数」及び「再工ネ率」を評価し、受入量は未評価) ※本項目とは別に、建物のゼロエミ化に寄与する省エネ・再エネ(調達等含む)の統合的な評価を追加す ることを検討。次回以降の技術検討会においてご議論いただく。				
3	3 省エネルギーシステム (設備システムの高効率化)		強化	・省工ネ性能基準(BEI)の強化(住宅は新設)に合わせ、 評価の水準を強化 (ZEB・ZEHである場合の表示は継続)				
4	4 地域における省エネルギー		継続 (一部 強化)	・現行の評価項目(地冷受入れ [※] 、建物間の熱融通、空調排熱利用)を 継続 ※環境局において別途検討している、地域冷暖房区域における脱炭素化の推進に向けた「地域エネルギー 供給計画書制度」の強化等の視点(COP算定)を反映していく。次回以降の技術検討会においてご議論 いただく。				
5	5 エネルギーマネジメント (需給調整機能の導入)		強化	・ディマンドリスポンス等、エネルギー需給の最適制御 (需給調整機能) を可能とする取組を評価、 誘導するよう、 評価項目を強化 1				



14

16

17

▼ 望 【エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換】 **▼ 「okyeTokyo** 建築物の熱負荷の低減、省エネルギーシステム(設備システムの高効率化)

●省エネルギー性能基準の強化を踏まえ、評価の水準を引き上げる。

・2030年に向けて段階的に強化する省工ネ性能基準を、段階2、段階3の水準に設定する。

<住宅以外	の基準>	現行				
		(参考)省エネ 性能基準	段階1	段階 2	段階3	
断熱性	能 BPI	1.0	1.0~	0.9 ~	0.8 ~	
	I	1.0		0.8 ~	0.7 ~	
省エネ性能	事・学		1.0~	0.8 ~	0.7 ~	
BEI	ホ・百		1.0	0.8 ~	0.75~	
	病・飲・集			0.8 ~	0.75~	

改正後							
(参考)省工ネ 性能基準	段階1	段階 2	段階 3 2030年性能基準(見込み)				
1.0	1.0 ~	0.9 ~	0.8 ~				
0.75	0.75~	0.65~	0.6 ~				
0.8	0.8 ~	0.7 ~	0.6 ~				
0.8	0.8 ~	0.75~	0.7 ~				
0.85	0.85~	0.75~	0.7 ~				

- ※工:工場等、事:事務所等、学:学校等、ホ:ホテル等、百:百貨店等、病:病院等、飲:飲食店等、集:集会所
- ※国の適合義務基準の改正施行(2024年度予定)にともない、3段階評価の基準は省工ネ性能基準とともに2024年度から先行施行する予定

<住宅の基準>	現行					
	(参考)省エネ 性能基準	段階1	段階 2	段階3		
断熱性能 UA値	なし	\sim 0.87	0.87 ~	0.75 ~		
省工ネ性能 BEI	なし	\sim 1.0	1.0 ~	0.95 ~		

	改訂	E後	
(参考)省工ネ 性能基準	段階1	段階 2 次期性能基準(見込み)	段階3 2030年性能基準(見込み)
0.87	0.87~	0.7 ~	0.6 ~
1.0	1.0 ~	0.9 ~	0.8 ~

- ※UA値は住戸単位(全ての住戸が基準を満たす必要)、BEIは共用部を含む一次エネルギー消費量で評価
- *BEI算定における再工ネ(創工ネ)効果について 2024年度から適用が予定されている国の適合義務基準では、BEIは当該建物等に設置し自家消費する再工ネ(創工ネ)効果を含む値であること、また、 本制度において建物への再工ネ設置を義務化していくことを踏まえ、今回改正の3段階評価についても再工ネ(創工ネ)効果を含む値で評価する。



▼ 望 【エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換】 **▼ 「okyo Tokyo 建築物の熱負荷の低減、省エネルギーシステム(設備システムの高効率化)**

(参考)改正後の各段階に適合する建物の割合【住宅以外】

(2020年度以降に建築物環境計画書が提出された建物のうち、集計可能なデータより作成)

<用途別のBPI>

	全体	ホテル等	病院等	百貨店等	事務所等	学校等	飲食店等	集会所等
N数	421	24	123	35	149	74	4	12
段階3	67%	13%	86%	23%	56%	97%	75%	50%
段階2	23%	67%	13%	31%	34%	3%	0%	17%
段階1	10%	21%	1%	46%	10%	0%	25%	33%

<延床面積別のBPI(事務所等)>

2千~5千	5千~1万	1万~5万	5万~
71	35	26	16
68%	37%	46%	69%
27%	46%	38%	25%
6%	17%	15%	6%

※建物全体の延床面積別に集計

<用途別のBEI>

10

12

13

14

15

16

18

用途	ホテル等	病院等	百貨店等	事務所等	学校等	飲食店等	集会所等	工場等
N数	24	124	37	149	74	5	11	47
段階3	29%	1%	16%	13%	11%	20%	18%	34%
段階2	13%	4%	11%	23%	15%	0%	0%	17%
段階1	58%	95%	73%	64%	74%	80%	82%	49%

※現行のBEIが改正後の段階1未満(改正後の省エネ性能基準未満)の建物については、全て段階1として集計

<延床面積別のBEI(事務所等)>

2千~5千	5千~1万	1万~5万	5万~
71	35	26	16
10%	14%	23%	6%
24%	20%	15%	44%
66%	66%	62%	50%

※建物全体の延床面積別に集計



11

12

13

14

15

16

18

【エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換】 建築物の熱負荷の低減、省エネルギーシステム(設備システムの高効率化)

(参考) 改正後の各段階に適合する建物の割合【住宅】

(2020年度以降に建築物環境計画書が提出された建物のうち、集計可能なデータより作成)

<延床面積別のUA値>

	全体	~2千	2千~5千	5千~1万	1万~5万	5万~
N数	622	17	454	115	35	1
段階3	5%	12%	4%	5%	11%	0%
段階2	2%	0%	2%	1%	6%	0%
段階1	93%	88%	94%	94%	83%	100%

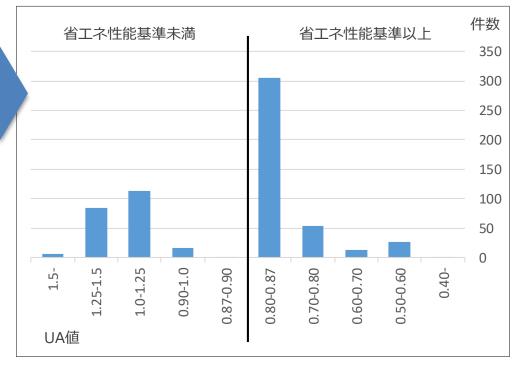
- ※住宅部分の延床面積別に集計
- ※住戸単位の性能(最もUA値が高い住戸)で集計
- ※改正後の段階1未満(改正後の省工ネ性能基準未満)の建物については、全て段階1になると想定

<延床面積別のBEI>

	全体	~2千	2千~5千	5千~1万	1万~5万	5万~
N数	359	9	259	66	25	0
段階3	20%	33%	21%	20%	8%	-
段階2	44%	33%	41%	47%	72%	-
段階1	35%	33%	37%	33%	20%	-

- ※住宅部分の延床面積別に集計
- ※共用部も含むBEIで集計
- ※改正後の段階1未満(改正後の省工ネ性能基準未満)の建物については、全て段階1になると想定

<UA値の分布>



13

14

15

16

18

■ 【エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換】 TokyeTokyo 再生可能エネルギーの利用(再エネ変換利用)



大規模

●新設する再工ネ設備設置基準を踏まえ、再工ネの変換利用(当該建物及び敷地 における再工ネ設備の設置・利用)の評価の水準を強化する。

<住宅以外・住宅 共通の基準>

*本評価項目においてはオンサイト設置を評価し、オフサイト設置及び再工ネ電気等の調達は別の項目で評価

	現行
段階3	設置する再工ネ設備の定格出力の合計が 10kW以上
段階2	設置する再工ネ設備の定格出力の合計が 10kW未満
段階1	再工ネ設備を 設置しない。
評価対象、 条件等	・評価対象の再工ネ設備は、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、 地中熱利用設備、その他これらに準ずる設備 ・再生可能エネルギーを電気に変換して利用する設備について

改正後

設置基準容量の 3倍以上を設置

設置基準容量の 2倍以上 3倍未満を設置

設置基準容量の 2倍未満を設置

- ・評価対象の再工ネ設備は、再工ネ設備設置基準において対象 とする設備(現行の評価対象と同じ)
- ・当該設備による再工ネ及び環境価値は、当該建物において使用すること(利用した上でなお余剰となる分を他人に販売等することは可)
 - ※再工ネ設備設置基準の対象外である島嶼地域は任意評価(評価しないことを選択可)

(参考1) 再工ネ設備設置基準の下限及び上限容量が適用された場合の評価の水準

-				
	2千~5千㎡	5千~1万㎡	1万㎡~	
	基準	容量=下限容量の	場合	
段階3	9kW \sim	18kW \sim	36kW \sim	下限×3倍
段階2	6kW~	12kW \sim	24kW \sim	下限×2倍
段階1	3kW∼	6kW~	12kW \sim	下限
	基準	容量=上限容量の	場合	
段階3	27kW \sim	54kW \sim	108kW \sim	上限×3倍
段階2	18kW \sim	36kW \sim	72kW \sim	上限×2倍
段陛 1	$9kW\sim$	1 8 k W ~	36kW~	上 [7]

は系統連系を行っていること。

(参考2) 実例における評価の水準イメージ

<東京都公文書館>

建築面積:約4千㎡、延床面積:1万㎡以上 設置基準=4000㎡×5%×0.15kW/㎡=30kW 実際の設置容量:300kW(約1800㎡)

段階3	90kW \sim
段階2	60kW∼
段階1	30kW \sim



■ 『エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換』 TokyeTokyo エネルギーマネジメント(需給調整機能の導入)



大規模

●現行は、建物稼働後にエネルギー消費量の計測・把握ができる隔測メーターを設置し、建物のエネルギー消費分析・運用改善、建築設備の集中管理・制御等を行うための機能導入を評価(住宅は評価対象外)

<現行の住宅以外の基準>

段階3	エネルギーの予測、計測、表示等に係る下表の①から⑦の事項について、 実施する項目が4以上である こと
段階2	実施する項目が2又は3であること
段階1	実施する項目が1以下であること
評価対象、条件等	延床面積1万㎡以下の建物は、環境計画書への 評価結果の記載を省略可
エネルギーの予測に 係る事項	①計算プログラム(WEB プログラムを除く。)を用いて、省エネシステム又は運用実態を想定した 詳細なエネルギーの予測を実施 すること
エネルギーの計測に 係る事項	②住宅以外の 最大床面積用途の電力、ガス、熱の使用量を把握 できる隔測メーターを設置すること ③ 主要な設備システムに 関して、 システム効率の評価 を行うことができる隔測メーターを設置すること ④住宅以外の 最大床面積用途の代表階又は代表エリアの電、熱量、温度の把握 ができる隔測メーターを 設置すること
エネルギーの表示等に係る事項	⑤エネルギー計測設備がデータ収集機能を有していること⑥エネルギー計測設備がエネルギー消費分析及び管理機能を有していること⑦従業員や来場者等に対して当該建物のエネルギー消費に関する情報が可視化されて提供される仕組み(見える化)を導入している

『 【エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換】

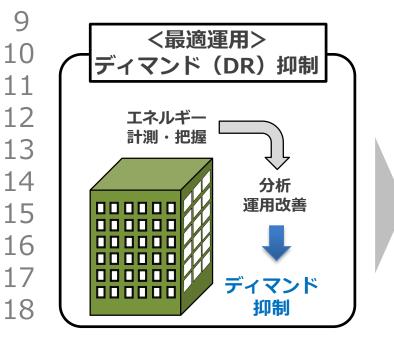


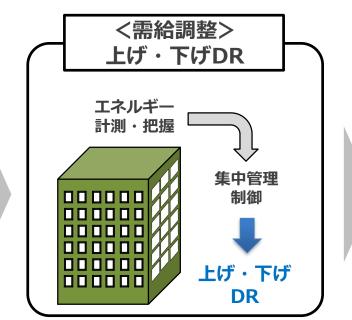
大規模

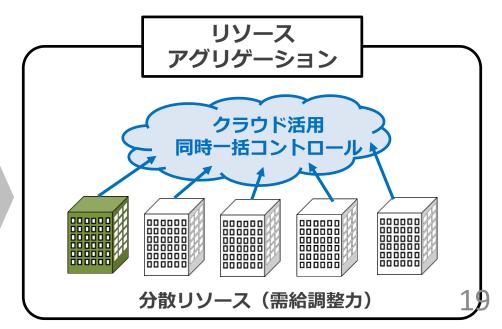
- ●建物稼働時のゼロエミ化に向けて、エネルギー需給の最適制御を可能とする 遠隔管理、制御システムの導入等を評価するとともに、住宅も評価に追加する。
 - ・再工ネの基幹エネルギー化に向けて、太陽光発電等の変動する再工ネ導入を拡大していく上で は、**建物(需要)側の需要調整が重要**となる。
 - ・需要側の分散リソース〈需給調整力〉の更なる活用〈アグリゲーション〉に向けて、新築時に 必要となる機能等を備えていくよう誘導していく。

(データプラットフォームの共通化、クラウドインターフェースの構築等)

*省エネ法においても需要家の電気需要最適化を促す改正がなされている。







■ 【エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換】 「ChypeTokyo エネルギーマネジメント(需給調整機能の導入)



大規模

【住宅以外の評価項目イメージ】

(1)エネルギーの計測に係る事項

エネルギー種別、フロア別、主要設備別、時間別に データを把握・管理・分析が可能なエネルギー計測及 び一括管理するマネジメントシステム(BEMS)を導入 していること。

(2)最大需要電力の把握及び制御 (ディマンド監 視・制御)に関す る事項

- ①BEMSの集中監視盤等から**主要な設備ごと(グルーピング可)の運転・優先制御**が可能なこと。
- ②BEMSの集中監視盤等からの一括制御及び当該制御事項について、ビルオーナーと建物使用者(テナント等)との、取り決めに関する標準的なルールが定められていること。
- ③建物における**最大需要電力の発生状況の把握、デマンド監視及び制御**が可能であること。

(3) 需給調整機 能に関する事項

12

13

14

16

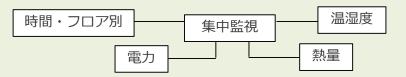
17

18

- ①最大需要電力の一定割合以上かつ一定時間以上の容量の蓄電池等を設置し、常時需給調整に活用可能であること(非常用蓄電池は評価対象から除く)。
- ②最大需要電力の一定割合以上かつ一定時間以上に相当する電気自動車等から電気供給が可能な設備を有すること。
- ③電気自動車等の所有者から、建物への電気供給に際 しての**取り決めに関する標準的なルールが定められて いる**こと。

管理レベル3、高級BEMS相当以上を評価対象

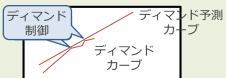
きめの細かい監視・制御を可能とする計測・制御点数 を備えたBEMSを評価



ディマンド監視・制御機能を評価

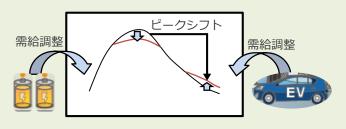
BEMSとしての機能だけでなく、体制、ステークホルダーとの合意に関する標準的なルール(約款等)の

整備等を評価



建物需要のピークシフト機能を評価

(2)ディマンド制御に加え、蓄電池等の需給調整用の設備導入と実働可能なルール(約款等)の整備等を評価





業 【エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換】



大規模

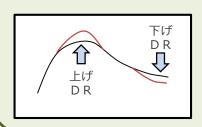
【住宅以外の評価項目イメージ】

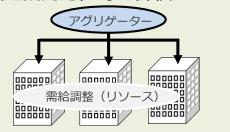
(4) ディマンド リスポンス (DR) 制御及び 遠隔監視・制御に 関する事項

- ①最大需要電力の一定の割合に相当する電力容量(kW) を一定時間以上、下げDR又は上げDRが可能なこと。
- ②当該建物外の遠隔から、当該建物の管理者等によって DR制御が可能なこと。
- ③リソースアグリゲーションが可能となるよう、**遠隔から** のDR制御等の実施に備えたクラウド上の制御インター フェースを有していること。

需給調整機能を評価

上げ下げのDRが可能であること、将来的なリソースア グリケーションへの備え(遠隔対応)等を評価





<住宅以外の基準イメージ>

段階 3	(1)を実施 (2)及び(4)からそれぞれ1以上実施 (2)から(4)までの合計が4以上実施
段階 2	(1)を実施 (2)から(4)までの合計が2以上
段階1	(1)を実施

※建物規模によらず、原則、全ての建物を評価の対象とする。

17 18

11

12

13

14

15



【エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換】 TekyeTokyo エネルギーマネジメント(需給調整機能の導入)



大規模

【住宅の評価項目イメージ】

(1)エネルギーの計測に係る事項

単位住戸ごとにエネルギー種別、回路別、時間別にデータを把握・管理・分析が可能なエネルギー計測及び一括管理するマネジメントシステム(HEMS)を導入していること。

(2)最大需要電力の把握及び制御 (ディマンド監 視)に関する事項

- ①単位住戸ごとに、時間別 (30分) 電力消費量等が表示 及び保存 (数年間以上) され、随時確認が可能なこと。
- ②前月及び前年の**最大需要電力(30分)の値(kW)等** 及び日時が把握可能なこと。
- ③1日の電力消費カーブの見える化や、電力使用量設定 を超過しそうな場合に、お知らせする機能などを備え ていること。

(3)単位住戸の 需給調整機能に関 する事項

- ①単位住戸のHEMSにエアコンや給湯器(貯湯槽付き) など(需要設備)を接続していること。
- ②単位住戸に**蓄電池(ポータブル式を除く)等を設置し、** 単位住戸の需給調整が可能な仕組みを備えていること。
- ③HEMSに需要設備や蓄電池等が接続され、単位住戸の 消費電力を総合的に管理し、需要設備も含め需給調整 が可能な仕組みを備えていること。

HEMSの設置を新たに評価

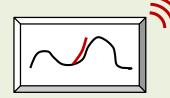
単位住戸の電力・ガス使用量及び回路別の電力消費量を計測・保存・見える化すること等を評価



ディマンド監視・お知らせ機能を評価

単位住戸の時間(30分)単位での電力消費カーブの見える化により、電力消費のピークの把握機能を評価

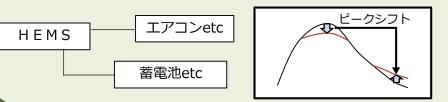
電力消費量が設定値を超 えそうな場合、スマート フォンなどに通知





単位住戸の需要調整機能を評価

単位住戸のHEMSに需要設備や蓄電池等が接続され、 単位住戸の需給調整機能やマネジメント機能を評価



18

16

10

11

12

13

■ 『エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換』 TokyeTokyo エネルギーマネジメント(需給調整機能の導入)



大規模

【住宅の評価項目イメージ】

(4)集合住宅全 体の需給調整機能 に関する事項

10

13

14

15

16

17

18

- ①一括受電方式であって集合住宅全体の**最大需要電力を** 上回りそうな場合に、単位住戸のHEMS等にお知らせ する機能を備えていること。
- ②集合住宅全体または共用部の**最大需要電力を上回りそうな場合に、共用部電力のディマンド制御が可能**なこと。
- ③共用部蓄電池や電気自動車等の蓄電池を活用した、**集** 合住宅全体の需給調整が可能な仕組みを備えていること。
- ④共用部電力のディマンド制御について、管理組合等に おける取り決めに関する標準的なルールが定められて いること。

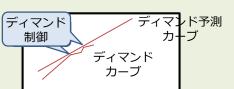
<住宅の基準イメージ>

段階3	(1) 又は (2) 及び(3) からそれぞれ1以上実施 (2) から(4) までの合計が4以上実施
段階 2	(1)を実施 (2)から(4)までの合計が2以上
段階1	(1)を実施

集合住宅全体の需給調整機能を評価

単位住戸だけでなく集合住宅全体の需給調整機能や、 標準的な体制やルールの整備等を評価

将来的なリソースアグ リケーションへの備え にもつながる



Tokye Tokyo からの意見について(報告)

10 11

12 13 14

15 16 17

18

東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会設置要綱第6条2項に基づき 委員以外の専門家のご意見をお聞きしたので報告する。

(本検討会への参加が日程的に困難であったため、10月7日(金)に個別に意見聴取を実施)

専門家の略歴

林 泰弘氏

理工学術院 教授、スマート社会技術融合研究機構 機構長(兼任)

経済産業省 スマートメーター制度検討会 座長

経済産業省 スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会 座長

経済産業省 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会 委員

2020年 経済産業省 省エネルギー小委員会 委員

主なご意見

- ・エネルギーマネジメントについて主に需給調整の機能等を評価していく方向性について賛成
- ・これまで、BEMSやHEMSでは、計測・監視止まりが多かった。これからは、設備機器を実際に 動かす点に焦点を当てていくべき
- ・住宅評価では、お知らせ機能だけでなく、HEMSに接続された設備機器による需要の調整機能の評価 が今後重要
- ・住宅にも電力需給を調整する機能として、日中にお湯を作れるエコキュートや蓄電池、EVや電動自 転車のバッテリーなど、様々な蓄エネ機能を評価していくとで、この分野の進展への寄与が期待